

第1回 定例会

令和8年度予算など37件を可決・同意・承認

令和8年第1回定例会は2月24日に招集され、全ての案件を議決し3月26日に閉会しました。初日の本会議には令和8年度各会計予算など33件が市長から提案され、この中の17件が委員会に付託されました。最終日には市長から令和8年度一般会計補正予算（第1号）など3件、議員から決議案1件が追加提案されました。ここでは、委員会付託された議案の委員会審査の概要などを報告します。提案された全ての案件の件名および審議結果は、最終面「令和8年第1回定例会の会議結果」をご覧ください。

みんなの自治会推進条例の制定

この条例は自治会の維持および活動の活性化に関する基本理念を定め、市民、自治会、事業者および市の役割や責務を明らかにすることで、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に定めるもので、賛成多数で原案可決されました。

総務常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

問 条例の制定に至った経緯を伺います。

答 自治会は地域の多様な活動の中核を担うとともに地域課題の解決に貢献してきましたが、居住形態の変化や価値観の多様化などにより地域コミュニティへの関心が薄れ、加入率の低下や担い手不足が問題になっており、本市でも加入率が60%を割り込んでいる状況です。安心・安全な暮らしを支える自治会の衰退は非常に深刻な問題で支援に向けた動きは待ったなしの状態であることから、令和7年に「海老名市自治会支援宣言」を発表し、さらに自治会への自発的な参加を促すために条例制定を決めたものです。

問 パブリックコメントの意見に対する認識を伺います。

答 自治会本来の役割が発揮できるよう市が支援に向けた条例を整備することに賛成する意見がある一方、自治会加入が義務であるかのような表記には反対、条例施行により加入者が増えるとは思えないといった意見もありました。寄せられた意見を真摯に受け止め、自治会参加は自由な

意思に基づくものであることを強調した条文にするなどの配慮をしております。

障がい者地域活動センター 設置条例の制定

この条例は社家二丁目に建設中の（仮称）障がい者ケアセンターの竣工のめどが立ったため、施設の設置目的や「よつば」という愛称、主に生活介護事業、地域活動支援センター事業、基幹相談支援センター事業を行うこと、さらに管理方法、開館時間、休館日などを定め、令和9年1月から施行するもので、賛成多数で原案可決されました。

文教社会常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

問 市が直営で運営し、将来的には指定管理者制度を導入する方針とのことですが、その考え方について伺います。

答 地域活動支援センター事業は新規事業であり、生活介護事業は安定的な運営が難しいと判断していることから、当面の間、直営によって安定した運営を確保し、その後様子を見て必要があれば指定管理者制度に移行していきたいと考えます。

問 閉館時刻はわかば会館では午後9時ですが、この施設では午後6時とした理由などについて伺います。

答 実施中の貸館も9時までの利用は非常に少なく、生活介護事業の送迎時間も含め6時閉館が適切と考えました。



よつばの完成イメージ

児童発達支援センター 設置条例の制定

この条例は市立わかば会館を改修して、増加する障がい児や発達に特性のある児童などを支援する新たな拠点とするため、施設の設置目的や「わかば」という愛称、実施する事業、管理方法などを定め、令和10年4月から施行するもので、賛成多数で原案可決されました。

文教社会常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

問 この時期に提案する理由について伺います。

答 新たに始める医療的ケア児支援事業ととも発達支援事業には、専門的な知識や技術のある人が必要で、著しい人材不足の現状から募集期間などを長くしたためです。

問 「わかば」で行う児童発達支援センター事業について、現在わかば会館で行っている事業との違いを伺います。

答 実施中の事業に加え、専門性を生かして地域の障がい児やその家族への相談、他の事業所への支援助言も行う地域の中核的な療育機関としての支援を行う事業です。

令和7年度の一般会計補正予算

定例会初日に提案された一般会計補正予算（第11号）では▽教育・保育施設への施設型給付費の増額▽生活応援商品券発行額の増額—などの費用が計上され、全員賛成で原案可決されました。また、同じく全員賛成で原案可決された一般会計補正予算（第12号）の予算決算常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

総務分科会

問 防災ガイドブック作成等業務に係わる消防費が翌年度に繰り越された理由を伺います。

答 ガイドブックに掲載するハザードマップの基になる県が示していた相模川の洪水浸水想定区域図の家屋倒壊等氾濫想定区域のデータに誤りがあり、過大に評価されていたことが令和7年10月に公表されました。県からの正しいデ